

食品安全委員会プリオン専門調査会

第118回会合議事録

1. 日時 令和2年6月5日（金） 14:05～15:06

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 専門調査会の運営等について

(3) 座長の選出

(4) ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る
食品健康影響評価について

(5) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、
筒井専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、
福田専門委員、水澤専門委員

(説明者)

厚生労働省食品監視安全課 小島課長補佐

厚生労働省食品監視安全課 本橋

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄次長、箆島評価第二課長、入江評価技術企画室推進室長、
東良課長補佐、中村係長、土橋係長、大西技術参与

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会
決定）

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品

安全委員会決定)

資料 1 - 3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に係る確認書について

資料 2 令和2年度食品安全委員会運営計画

資料 3 - 1 ドイツ・フィンランドのBSE対策の経緯等について

資料 3 - 2 輸入牛肉の月齢条件について（評価の考え方）

参考資料 食品健康影響評価について

「ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」

6. 議事内容

○箆島評価第二課長 定刻を過ぎてしまって申し訳ございませんが、準備ができましたので、ただいまから第118回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

私は事務局の評価第二課長の箆島と申します。このたび4月1日付をもちまして、本専門調査会の一部の専門委員の方々の改選が行われましたので、本日は座長が選出されるまでの間、私が議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

開催通知等で御案内しましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について（令和2年4月9日食品安全委員会決定）」に基づき、Web会議を利用して御参加いただく形で行います。

なお、このことから本日は傍聴者なしで開催することとし、議事録につきましては、後日ホームページに掲載することで公開に代えさせていただきます。

また、先生方におかれましては、御多忙の中Web会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。食品安全委員会事務局としましては、専門調査会をWeb会議で開催することは経験が浅く、もう既に最初から音声面でトラブルが出ておりますが、議事進行に支障が生じる場面があるかと思われましても、何とぞ御了承いただきますようお願いいたします。

次に、事前にお送りしました資料の一番上、議事次第を御覧いただけますでしょうか。「2. 出席専門委員」でございます。本日は11名の専門委員が御出席です。御欠席の専門委員は斉藤委員でございます。

それでは、先ほど申し上げましたとおり本日は専門委員改選後の最初の専門調査会でございますので、開催に当たりまして、食品安全委員会の佐藤委員長より御挨拶いたします。

委員長、お願いします。

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。

改選後1回目の調査会ということで、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと思います。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員

会の委員長として御礼申し上げたいと思います。

既に安倍内閣総理大臣から、令和2年4月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていることと思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会については委員長が指名するという事になってございますので、先生方をプリオン専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことでもあります。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスを含め、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議していただきたいと思っております。

専門調査会の審議は原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、傍聴者の方々は先生方の科学的な議論を聞くことができますし、情報の共有に資するものと考えております。

ただ、先ほど事務局からも話がありましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響のためWeb会議システムを利用した開催となっております。そのため、傍聴者の方々はいらっしゃいませんが、議事録や専門調査会で使用された資料は全て後ほど公開されることになってございます。

さて、先生方に申し上げることもないかと思いますが、平成13年に日本国内で初めてBSEの発生が確認されたことが一つの契機となり、平成15年に食品安全基本法が制定され、リスク評価機関としての食品安全委員会が設置されました。国内初のBSE確認から20年近くになりますが、この間、国内外で飼料規制等のBSE対策が講じられた結果、世界的にBSEの発生は大きく減少しております。プリオン専門調査会ではその時々のリスク評価を行い、その評価結果に基づき、リスク管理措置も見直されてまいりました。

その一方で、非定型BSEをはじめとする家畜のプリオン病が引き続き世界で確認されております。継続的な調査研究による家畜やヒトのプリオン病に関する知見の蓄積が必要とされているところであります。先生方におかれましては、このような国内外のプリオン病に関する最新の知見を踏まえて、今後も御審議いただくことになると考えておるところでございます。

食品のリスク評価は、国内外を問わず強い関心が寄せられております。このような状況で、専門知識を持って食品健康影響評価を行う専門委員のお仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。今までの専門調査会で調査審議を重ねてきた御経験と最新の科学的知見に基づき、引き続き調査審議をお願いいたします。

専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的かつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 ありがとうございます。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

○東良課長補佐 4月1日付で事務局に着任いたしました東良と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

先生方におかれましては、お忙しい中、事前の接続テスト等でお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

事前に配付しております議事次第、専門委員名簿、資料について、確認をお願いいたします。本日の資料は、資料1から参考資料までの7点でございます。

配付資料の不足等がもしございましたらEメールで送付しますので、お申し出いただければと思います。

なお、対面の会議でありましたらファイルにして机の上に設置しておりますこれまでの評価書や今回の諮問に関する提出資料がございますけれども、こちらはCD-ROMに焼いて送付させていただきました。

本日はWeb会議で行っておりますので、会議進行に関する注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目は常時の内容になりますけれども、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフ、いわゆる赤色の状態にさせていただくようお願いします。

次いで2点目です。発言時の要領となりますけれども、御発言いただく際は、まず会議システム上の挙手機能を押していただきます。もし挙手機能が反応しない場合、こちらが気づかない場合におかれましてはメッセージを御利用いただく、あるいは恐縮でございますけれども手を振っていただくなどの意思表示をしていただいて、御発言をお求めいただくようお願いいたします。こちらのほうで挙手ボタンなり御発言の意思を確認できましたら、まず座長から先生のお名前をお呼びします。その上で、マイクをオンにして御発言いただくようお願いします。なお、発言の最後は「以上です」と言っていただいて、その後、マイクをオフにさせていただくといった形をお願いいたします。

3つ目、今、接続不良は問題なさそうですけれども、この後、回線の関係で発言が聞き取りにくいとかといった場合は、一度ビデオのほうをオフにさせていただくことで通信環境がよくなる場合がございますので、そちらを試していただくようお願いします。それでもまだ状況がよくないということであれば、事務局の緊急連絡先に御連絡いただければと思います。

こちらがWeb会議における注意事項となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○箴島評価第二課長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議事の「(1) 専門委員の紹介」についてです。私のほうから、改選にかかる専

門委員の先生方のお名前を50音順に御紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、先ほどの発言の要領のテストを兼ねまして、マイクミュートを外してお返事いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、御紹介させていただきます。

今村守一専門委員でございます。

○今村専門委員 はい。

○箴島評価第二課長 佐藤克也専門委員でございます。

○佐藤専門委員 長崎大学の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 高尾昌樹専門委員でございます。

○高尾専門委員 高尾です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 筒井俊之専門委員でございます。

○筒井専門委員 筒井でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 中村桂子専門委員でございます。

○中村桂子専門委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 中村優子専門委員でございます。

○中村優子専門委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 福田茂夫専門委員でございます。

○福田専門委員 福田です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 眞鍋昇専門委員でございます。

○眞鍋専門委員 眞鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 水澤英洋専門委員でございます。

○水澤専門委員 水澤でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 また、今回改選ではなかった専門委員の先生方も、先と同じ要領でお名前を読み上げますので、お返事をお願いいたします。

岩丸祥史専門委員でございます。

○岩丸専門委員 岩丸です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 八谷如美専門委員でございます。

○八谷専門委員 八谷です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 ありがとうございます。

齊藤守弘専門委員が御欠席であることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

本日は食品安全委員会から、冒頭御挨拶いただきました佐藤委員長、それから本専門調査会の担当委員である山本委員に御出席をいただいております。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 最後に、事務局を紹介させていただきます。Web会議または食品安全委員会の会議室からの参加となります。

小川事務局長でございます。

鋤柄事務局次長でございます。

○鋤柄次長 どうぞよろしくお願いいたします。

○箴島評価第二課長 入江評価調整官でございます。

東良課長補佐でございます。

中村係長でございます。中村係長は前任の大快係長の後任となります。

大西技術参与でございます。

最後に、私は評価二課長の箴島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に移ります。議事の「(2) 専門調査会の運営等について」です。

お手元の資料1-1と資料1-2、皆様方に事前にお配りしていると思えますけれども、ブルーの350ページ近くある食品安全委員会マニュアルがもしお手元にございましたら、お願いいたします。今、お手元にマニュアルがない場合は、当該ページを冊子の何ページとお知らせしますので、後ほど御確認ください。

時間が限られておりますので、要点のみ簡潔に御説明いたします。

まず、資料1-1、冊子ですと46ページになりますが「食品安全委員会専門調査会等運営規程」をお願いいたします。

第2条でございますが、専門調査会の設置等について定められています。本日の議事に関係するところで御紹介いたしますと、第2条第3項、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とございます。

また、第5項、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあります。

その下、第3条に議事録の作成について定めてございます。

次のページにかけてとなりますけれども、第4条に専門調査会の会議についての規定がございます。「座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」こと。

同条第3項に「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」となっております。

続きまして、第5条は専門委員の任期でございます、2年でございます。

次のページ、冊子ですと48ページになりますけれども、別表がございまして、下から3番目にプリオン専門調査会が所掌し調査審議いただく内容が明記されております。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。冊子の51ページとなります。「食品安全委員会における調査審議方法等について」です。

1に「基本的な考え方」が記載されています。冒頭、佐藤委員長からお話がありましたように、科学的知見に基づきまして、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価が行わなければならないことが書かれております。その際、評価に係る調査審議に用いられる資料の作成に専門委員が密接に関係している場合等は、当該調査審議に参加することが適当でない場合も想定されますので、これに該当する専門委員の方に調査審議への参加を控えていただく場合があることが記載されているところでございます。

その下の「2 委員会等における調査審議等への参加について」を御覧ください。

(1)に「委員会等は、その所属する委員又は専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」とございます。

具体的には次のページにかけて6点、①から⑥がございますけれども、特に①調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業等から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額が、次のページの下のほうでございますけれども、別表に掲げるいずれかに該当する場合。

それから、本ページの一番下でございますけれども、④特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合。

次のページ、⑤リスク管理機関の審議会の長である場合が該当しますので、御留意をお願いいたします。

(2)でございますけれども、このため、委員等として任命された日から起算して過去3年間において、前のページの(1)の記載の内容に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただいております。これは変更があった場合も同様でございます。

2ページ目の(4)をお願いいたします。提出のあった日以降に開催する委員会等の都度、事実の確認を行っていただいております。

主な点は以上でございますが、何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御説明しました内容について御留意の上、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事の「(3) 座長の選出」に移ります。

資料1-1をお願いいたします。冊子ですと46ページになります。

食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項でございます。「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とあります。

皆様、いかがでございましょうか。御推薦いただけますでしょうか。

八谷先生、お願いいたします。

○八谷専門委員 引き続きまして、眞鍋先生にこのまま座長をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○箆島評価第二課長 ありがとうございます。

筒井先生、お願いいたします。

○筒井専門委員 私も、これまで座長として御活躍いただきました眞鍋先生に引き続きお願いしたいと思い、推薦させていただきます。

以上です。

○箆島評価第二課長 ありがとうございます。

ただいま八谷専門委員、筒井専門委員から、眞鍋専門委員を座長にという御推薦がござ

いましたが、いかがでございましょうか。

通常ですと、御賛同いただける方にここで拍手をお願いするのですが、Web会議でございますし、画面にお姿が出ていない方もいらっしゃいますので、変則的ではございますけれども、本件につきまして御意見のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見、御発言がないようですので、本件につきましては御賛同いただいたものとみなします。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に眞鍋専門委員が互選されました。

眞鍋座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

非力ですけれども、一番でもないかもしれませんが年寄りということで座長を務めさせていたただきたいと思います。

いろいろと御指導いただいて、いい審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○箴島評価第二課長 どうもありがとうございました。

続きまして、また資料1-1をお願いいたします。冊子ですと46ページになりますが、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

また、これ以降の議事の進行は眞鍋座長をお願いいたします。

○眞鍋座長 承りました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から、筒井俊之専門委員と水澤英洋専門委員にお務めいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

異議はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

お二人の先生方から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○筒井専門委員 筒井です。

尽力してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○水澤専門委員 水澤でございます。

ぜひよろしくお願い申し上げます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

引き続きまして、それぞれの先生方の利益相反の確認をさせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

○東良課長補佐 本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、御提出いただいております確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないことの事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上でございます。

○眞鍋座長 先生方、提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、今回は年度が改まりましたので、年度が替わった初めての調査会ということで、事務局から令和2年度の食品安全委員会運営計画について説明をいただきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○箆島評価第二課長 今、座長からお話がありましたように、本日は令和2年度最初の専門調査会ですので、資料2の「令和2年度食品安全委員会運営計画」を御説明いたします。

Web会議ということもございまして、調査会の効率的な運営に資するべく、変更点を中心に御説明いたします。

1枚おめくりください。目次でございます。全体の構成を簡単に御説明しますと、第1が委員会の運営の重点事項、第2が委員会の運営全般となっております。全体的な内容がこの2つに記載されております。第3以降が個別の内容となっております。評価あるいは評価に関する研究や調査、リスクコミュニケーション、国際協調などが記載されているところでございます。

1ページ目をお願いします。審議の経緯を示しております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。「第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項」でございまして、(2)重点事項に①から、次のページにかけまして④まででございます。この柱は変わってございません。

3ページ目でございますけれども、③につきましては、昨年度策定されました新しいロードマップを踏まえる旨の記載がございます。

その下の「第2 委員会の運営全般」では、専門調査会を含め特に変更はございません。

4ページ目からが個別の記載となります。「第3 食品健康影響評価の実施」をお願いいたします。「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」がございます。ここでは、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行うとの記載がございます。

その下の「2 評価ガイドライン等の策定」におきまして、検討を予定している評価指針等を記載しておりますが、プリオン専門調査会関係はございません。

5 ページの一番下から 6 ページにかけて「第 5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」がございました。

6 ページ目に「1 食品健康影響評価技術研究の推進」「2 食品の安全性の確保に関する調査の推進」がございましたけれども、この両方とも新しいロードマップを踏まえて行う旨の記載となっております。

7 ページ目の「第 6 リスクコミュニケーションの促進」におきまして、何点か取組を追記してございます。具体的には、8 ページの「(4) 食品の安全性に関する用語集」、それから 9 ページの「(3) 訪問学習受入れ」を追記しているところでございます。

少し飛びまして、11 ページ目から「第 9 国際協調の推進」でございます。一番下の「4 海外への情報発信」に関しまして、中身としては 12 ページ、次のページでございしますが、年 4 回発行する英文ジャーナルの PubMed Central (PMC) への掲載を記載しているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまいただきました説明に対して、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、議事の「(4) ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」に入ります前に、昨年 11 月 7 日に開催されました前回の専門調査会での審議内容について、振り返っておきたいと思っております。

昨年 8 月から先生方に御審議いただきおりましたフランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、評価案の修正箇所、食品健康影響評価についての審議などを行いました。

審議の結果、諮問事項の国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値、30 か月齢を引き上げた場合のリスクに関して、フランス及びノルウェーのそれぞれの国から輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を条件なしとしたとしても、ヒトへのリスクは無視できるとの評価結果を取りまとめました。

本件につきまして、昨年 11 月 20 日から 1 か月間、12 月 19 日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、その後、今年に入って本年 1 月 14 日の第 769 回食品安全委員会の審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されたと伺っております。

それでは、本日の議事(4)を開始させていただきますが、本件は今年 5 月 13 日に厚生労働省から、ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、5 月 19 日の第 781 回食品安全委員会で、この件は本専門調査会での審議をしていただきたいと依頼されたものです。

つきましては、最初に厚生労働省の小島食品監視安全課課長補佐から、諮問内容等について説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○厚生労働省小島食品監視安全課課長補佐 よろしくお願いたします。

私、厚生労働省食品監視安全課の小島と申します。

諮問の内容につきまして、資料3-1及び参考資料を基に御説明させていただきます。

まず、参考資料のほうから御説明をさせていただきます。

令和2年5月13日に、ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について、輸入条件を設定することにつきまして、諮問をさせていただいております。この内容は、5月19日の食品安全委員会において御説明をいたしましたところです。

次のページに移っていただきたいと思っております。まず、「1 諮問の背景及び趣旨」でございますが、現在、ドイツ及びフィンランドの牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓につきましては、BSE対策として輸入禁止措置が講じられております。今般、世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえまして、BSE対策に関する管理措置の見直しを行ってきている中で、ドイツ及びフィンランドから、それぞれの国の牛肉等につきまして、見直しに必要な資料の提出等がなされたところでございます。

飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえまして管理措置の見直しを検討するためには、これらの安全性に関する評価が必要であることから、今回諮問を行ったものでございます。

(6)ですけれども、今回の諮問におきましては、世界的なBSEリスクの減少、これまで段階的に見直してきましたリスク管理措置の状況及び先般のフランス等からの牛肉等に関する月齢のさらなる引上げに関しましてリスク評価を踏まえまして、月齢制限を「30か月齢以下」とした場合に加えまして、「月齢条件なし」とした場合のリスク評価を併せて要請することとしております。

次に「2 具体的な諮問内容」でございますが、牛の肉及び内臓につきまして、月齢制限につきましては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合、それから「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合の2点のリスクを評価していただき、SRMの範囲につきましては、現行の「輸入禁止」から全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30か月齢の頭部、これは舌、頬肉、皮及び扁桃を除くとなっておりますが、並びに脊髄及び脊柱に変更した場合のリスクの評価をお願いしたいと存じます。

あわせまして、めん羊及び山羊の肉及び内臓につきまして、現行の「輸入禁止」からSRMの範囲を12か月齢超の頭部、これは扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除くとなっており、及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものとした場合のリスクの評価もお願いしたいと考えております。

「3 今後の方針」でございますけれども、食品健康影響評価の結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行っていきたいと考えております。

続きまして、資料3-1「ドイツ・フィンランドのBSE対策の経緯等について」という資料を説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、2ページから御説明させていただきます。こちらに、ドイツ及びフィンランドのBSE対策の経緯をまとめております。両国とも、EUにおけるBSE

対策に従って対策を講じてきております。2000年には、12か月齢超の牛、めん羊及び山羊のSRM除去を義務化してありまして、2001年には全ての動物由来たんぱく質の家畜飼料への使用を禁止しております。

その後、2008年に、フィンランドにつきましてはOIE総会でBSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国と認定をされております。その後、2009年から2014年にかけては、BSEサーベイランスの対象を段階的に引き上げるという措置が講じられまして、2015年には牛のSRMの範囲の変更が行われました。

また、ドイツにつきましては、2016年のOIE総会におきましてBSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国と認定されております。

そして、2018年には、めん羊及び山羊のSRMの範囲が変更されております。

次のページでは、牛における感染状況のまとめとしまして、まず、ドイツにつきましてまとめております。

飼料給与に関しましては、2001年1月から全ての動物由来たんぱく質の家畜飼料への使用を禁止しております。

SRMの利用実態につきましては、12か月齢超の頭蓋、これは下顎を除いて脳と眼を含むとなっておりますけれども、それと脊髄がSRMとなっております、除去されたSRMは焼却または埋却されております。

レンダリングの条件につきましては、EU規則に基づき、畜産副産物をリスクに応じて3つのカテゴリーに分類し、それぞれに対し処理条件を設定している状況でございます。

交差汚染防止対策につきましては、2001年1月より、全ての家畜への動物由来たんぱく質の給与を禁止しております。

サーベイランス体制につきましては、EU規則に基づいたサーベイランスを実施してありまして、その対象となりますのは健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛の区分で、段階的に対象月齢の引上げを行っている状況でございます。

次のページは、フィンランドにつきまして同様のまとめをしております。

飼料給与、SRMの利用実態、レンダリングの条件、交差汚染防止対策につきましては、ドイツと同じ状況でございます。

サーベイランスにつきましても、同じく健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛の各区分におきまして、ドイツとは時期が異なる部分もございますけれども、月齢を順次変更しているという状況でございます。

続きまして、5ページは牛におけるSRM及び食肉処理のまとめをしております。ドイツとフィンランド共通にまとめております。

まず、と畜場での検査につきましては、と畜場に搬入される全ての牛につきまして、獣医官が目視でと畜前検査を実施しております。と畜前検査におきまして、神経症状や行動異常を示した牛の部位は、最終的に処分または検査陰性の診断がなされるまで保管がされております。

と畜前検査におきましてBSE症状を疑う48か月齢超の牛、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性群由来の牛はBSE検査の対象となっております。

スタンニングにつきましては、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニングは禁止をされております。

ピッシングにつきましても禁止となっております。

SRM除去の実施状況でございますが、SRM除去の対象は12か月齢超の頭蓋及び脊髄となっております。なお、月齢の確認につきましては、各国が構築しておりますトレーサビリティのデータベースシステムを用いて行っております。

SRMの除去につきましては、獣医官または訓練を受けた食肉検査官により確認がされており、除去されたSRMは、専用の容器に入れられ廃棄されております。

実施方法ですけれども、背割り用ののこぎりにつきましては、1頭ごとに洗浄を行っております。

次の脊髄の吸引につきましては、こちらの資料のほうでは吸引装置により枝肉から脊髄が除去された後に背割りを実施と記載しておりますけれども、申し訳ありません。正しくは背割りをした後に吸引装置で除去をしております。両国の提出資料でも、背割りした後に除去となっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

脊髄の除去につきましても、SRMということで獣医官または訓練を受けた食肉検査官により確認がされております。

また、全てのと畜場及び食肉処理施設においてHACCPが導入されております。

さらにMRM、機械的回収肉は製造禁止となっております。

以降のページにつきましては、参考資料といたしましてBSEの発生件数、検査体制、SRMの範囲及び飼料規制につきまして各国の比較資料をお示ししております。この中でも1つ訂正がございまして、一番最後の9ページの飼料規制の表で、右側のEUで「(スペイン)」となっておりますけれども、こちらは「(ドイツ・フィンランド)」の間違いでございます。ただし規制の条件につきましては、同じヨーロッパですので変更はございません。

説明につきましては以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま小島課長補佐から御説明いただきました件につきまして、先生方から質問等ございますでしょうか。

私のほうからいいですか。ドイツもフィンランドもちゃんとした国ですので、検査を獣医官あるいは訓練を受けた食肉検査官が確認する。食肉検査官の質という言い方は失礼ですけれども、問題ないと考えてよろしいわけですね。獣医官の方がちゃんとやっているのと同様であると理解してよろしいですか。

○厚生労働省小島食品監視安全課課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

食肉検査官につきましても、必要な身分についての条件がEU規則の中で決められておりまして、定期的な訓練を受け、さらに公的獣医官がその実施について監督をするといった

体制になっております。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

ほかに先生方から質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま厚生労働省から説明がありましたとおり、参考資料の諮問書の具体的な諮問内容の「(1) 牛の肉及び内臓について」、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合に加えて、「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスクの比較、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）並びに脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクの比較。

「(2) めん羊及び山羊の肉及び内臓について」、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクの比較について、審議を進めたいと思います。

結構ぐちゃぐちゃとして分かりにくいですが、本件の評価の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

○東良課長補佐 眞鍋座長、ありがとうございます。

それでは、本件に関する評価の考え方、進め方でございます。今回、厚生労働省から諮問があったものですが、今までと何が違うのかという部分に関して、まずめん羊、山羊に関してはこれまでの諮問と同じ。ただ、牛肉に関しまして、厚生労働省のほうから御説明があったとおり、これまで過去リスク評価をしてきた国において、基本的には現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合のリスク評価があって、このリスク評価に関して今、15か国の評価が終わっております。

一方で、30か月齢以下からさらなる月齢条件の国際状況を踏まえた引上げといったことに関しまして、米国やカナダを含めて5か国についてリスク評価を行っております。

今回、厚生労働省から諮問があったものに関しては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合、そして「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合といった聞かれ方をしておりまして、先月5月19日に親委員会のほうで審議をいただいたときに、まず食肉等の月齢条件とリスクに関して、これまでの科学的知見やこれまでの調査会における月齢条件について評価した方針を踏まえまして、この厚生労働省の諮問に対して、月齢条件に関してどのような評価を行っていくのかといったことを、まず基本方針を決めていただいた上で、次に各国のリスク管理の状況等について点検をしていくといったことで評価書を作成していくことではいかかと山本委員から御提案がございました。

それを踏まえまして、山本委員と御相談の上、事務局のほうでこのことについて整理したものが今回資料3-2でお配りしている内容となります。

月齢条件に関してですが、まず資料3-2の1枚目が、専門委員御承知のとおり

OIEにおけるBSEステータスの分類と貿易条件（牛）について取りまとめたものでございまして、御存じのとおり今、国際基準としましては、BSEのリスクステータスに関わらず食肉等に月齢条件は定められていないといったところでございます。

続きまして2ページ目は、このプリオン調査会におきまして、30か月齢以下の牛肉をリスク評価した事例と、30か月齢以下から月齢条件を引き上げた場合をリスク評価した場合、それぞれ事例を並べております。

まず、30か月齢以下まででリスク評価した事例に関しましては、ここでお示ししたスペインを含めまして、現在のところ15か国でございます。その際、BSEをどのように評価したのかと申しますと、まず、BSEからヒトへの感染リスクについて、仮にBSEプリオンによる飼料汚染のある牛を摂取するような状況があったとしましても、牛におけるBSEプリオン摂取量は感染実験における英国BSE感染牛の組織1グラム相当以下とされることや、1グラム経口投与実験では、投与後44か月齢以降に臨床症状が認められる。一方で、異常プリオンたんぱくは42か月齢までは検出されていない。

こういったことから、その前提となるリスク管理措置の点検を総合評価した上で、最終的には月齢30か月齢以下とした場合でも、そのリスクは無視できるといった形での30か月齢以下の評価をしているというのが、スペインを含めた15か国でのリスク評価となっております。

その後、アメリカ等5か国については30か月齢以下から月齢条件なしといったリスク評価を行っております。そのリスク評価の点検項目がフランスを一つの事例としてここにまとめておりますけれども、ここでのリスク評価の考え方としましては、このときに最初にリスク評価をしたのが米国なのですけれども、月齢条件を30か月齢以下から国際基準と同様、いわゆる制限なしに引き上げた場合、リスク評価を検討した際、再度、定型BSE感染牛における異常プリオンたんぱく質の分布ですとか変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況について新たな知見がないか、まず再点検を行っていただきました。

その上で、と畜検査により臨床症状を呈する牛を排除することが考慮できれば、現在のSRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はなく、その前提となるリスク管理措置について適切と判断されれば、輸入される牛肉等の月齢を制限なしとしても、定型BSEによる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクは極めて低いといった評価が行われております。

直近の月齢条件なしとした事例がこの表にあるフランスですけれども、このフランスでの評価においても、まずアメリカ等における評価を踏まえて、そこからまた新たな知見があるかないかということ再度点検した上で、ここについてはまずないといったことを踏まえて、その次に各国のリスク管理状況について点検を行いまして、最終的には月齢条件を引き上げたとしても、そのリスクは極めて低いといったことでのリスク評価が行われました。

説明が長くなりましたが、以上がこれまでの30か月齢以下での評価と月齢条件を制限な

しとした場合のリスク評価について、その経緯を御説明させていただきました。

リスク管理状況のそれぞれの点検項目につきましては、この表で並べておりますとおり、基本的には変わってはおりません。今回ドイツ、フィンランドからリスク評価に関する諮問を受けた際の両国からの提出資料につきましては、いわゆるフランスにあるような月齢条件なしとした際に点検した項目について、既にそれぞれの国からの回答を得ているところをございまして、今後リスク評価を行う際には、既にフランスなり、そういった条件を撤廃した際の情報が整っているといったことで御説明させていただきます。

以上です。

○眞鍋座長 御説明どうもありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただきましたが、先生方から御質問あるいはコメント等ございましたら、お願いいたします。

中村桂子先生、何かございますか。

○中村桂子専門委員 特にございません。

○眞鍋座長 よろしいですか。何か手が挙がっていたような。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。

ドイツ及びフィンランドに関する評価方針につきまして、「30か月齢以下」と「月齢制限なし」を同時に評価依頼されております。

これまでは別々に評価していたのですが、どちらもEU圏であるということで、今回「30か月齢以下」と「月齢制限なし」を同時に事務局の提案どおりにリスク評価をしてよろしいでしょうか。先生方から御異論ございませんか。

リアルタイムの場所ですと合意が得られたかどうかはすぐに分かるのですが、なかなか分かりにくくて済みません。

よろしいですか。

それでは、合意をいただけたという理解でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○眞鍋座長 それでは、本件につきまして、起草委員で評価書の原案をつくりまして、次回以降、改めて評価書の案に基づいて先生方に御審議いただきたいと思います。

起草委員として、高尾昌樹先生、筒井俊之先生、八谷如美先生にお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

先生方もお忙しいのに無理をお願いしますが、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、起草委員の先生方と座長とで評価書の案を作成させていただいて、先生方は非常にお忙しいと思うのですが、それに基づいて御審議賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

事務局のほうから、何か報告や連絡はありますでしょうか。

○東良課長補佐 ありがとうございます。

議事（４）に関してはございません。

議事として「（５）その他」とありますけれども、こちらについても特段の御報告はございません。

次回に關しましては、また日程調整をさせていただいて正式にお伝えいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○眞鍋座長 それでは、今日はありがとうございました。

私もそうですけれども、だんだん年を取ってくるとなかなかオンラインに慣れなくて、慣れた頃にはオンラインではなくなるのかもしれないけれども、ピンチはチャンスと言いますので、これをひとつ機会にして、勉強させていただきたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。またよろしくお願ひします。